

入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項及び第14条第2項第15号において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> <u>一の年度において10日の範囲内の期間</u></p> <p>(4)~(6) 略</p> <p>(7) <u>生後1年3月に達しない子を育てる場合</u> 1日2回それぞれ30分間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(8)~(22) 略</p>	<p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項及び第14条第2項第13号において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)~(5) 略</p> <p>(6) <u>生後1年</u>に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> <p>(7)~(21) 略</p>

入間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現 行
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2項第7号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 略</p>